

年金機構けんぽからのお知らせ (第 500号) 6.3.15

資格喪失(退職)時の手続きについて

日本年金機構を退職すると、翌日から被保険者の資格が喪失されます。資格喪失日以降、被保険者は拠点へ保険証等(被扶養者分も含む)を返却してください。

また、国保等に参加のため資格喪失証明書が必要な場合や、任意継続被保険者になる場合には、申請が必要となりますので、ご注意ください。(詳細は 2 ページ目以降を参照)

電話での依頼等は出来かねますので、必ず申請書等の提出をお願いします。

(※なお、4月は資格喪失証明書の申請を希望される方が多いため、通常よりも発行に時間を要しますので、あらかじめご了承ください。電話での進捗状況の確認等は、お控えください。)

照 会 先	日本年金機構健康保険組合 業務課 村山・山田 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは 12 時～13 時を除いた時間帯をお願いします。 (12 時～13 時は担当不在により回答できない場合があります。)
添 付 資 料	【別添1】資格喪失証明書等発行申請書 【別添2】任意継続被保険者資格取得申出書
備 考	

【資格喪失証明書が必要な場合】

国保等に加入する際に、資格喪失証明書が必要な場合は、当健保組合に「資格喪失証明書等発行申請書」を記入のうえ、提出してください。自動的には発行されませんので、ご注意ください。

事業主から当健保組合に資格喪失届が提出され、当健保組合で処理完了後に作成し、発送します。

<提出時期>

申請書の提出は資格喪失日以降が原則ですが、事前に提出される場合であっても、退職日前1ヶ月以内でお願いします(それ以上前に提出された場合、対応出来ませんのでご注意ください)。

<提出方法>

「資格喪失証明書等発行申請書」を記入のうえ、健康保険組合宛てに郵送で提出してください。

【任意継続被保険者制度に加入する場合】

退職後、引き続き当健康保険の任意継続の加入を希望される際は、「任意継続被保険者資格取得申出書」を記入のうえ、提出してください。事業主から当健保組合に資格喪失届が提出され、当健保組合で処理完了後、保険証、保険料納付書等を作成し、発送します。

ただし、加入条件がありますので、以下をご確認ください。

<加入条件>

1. 退職までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること
2. 資格喪失日から20日以内に必着で申出書を健康保険組合へ送付すること

健康保険組合が指定する第1回目の納付期限までに保険料が納付されない場合、申込は取り消されますので、ご注意ください。

<提出時期>

申出書の提出は資格喪失日以降が原則ですが、事前に提出される場合であっても、退職日前1ヶ月以内でお願いします(それ以上前に提出された場合、対応出来ませんのでご注意ください)。

<提出方法>

「任意継続被保険者資格取得申出書」を記入のうえ、健康保険組合宛てに郵送で提出してください。

よくある質問

[資格喪失証明書について]

Q. 退職後、直ぐに国民健康保険に切り替えるため、早急に資格喪失証明書が必要です。申請書を提出したらどれくらい届きますか。

A. 資格喪失証明書は、事業主から当健保組合に資格喪失届が提出され、当健保組合で処理完了後に作成することになります。

事業主からの資格喪失届の提出時期は事実発生から5日以内となっていますが、具体的な日については、事業主にお問い合わせください。

なお、4月は証明書の発行を希望される方が多いため、証明書の送付まで通常よりも時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

Q. 退職後、すぐに医療機関へ受診の予定がある。自己負担になってしまうので、在籍時の保険証を使用しても良いか。

A. 使用できません。資格喪失後に早急に拠点へ保険証をお戻しください。また、使用してしまった場合には、後日、返還請求させていただきます。

Q. 資格喪失証明書を速達で送付してほしい。

A. 当健保組合では速達での対応は出来かねます。速達や書留等での送付を希望される方は、普通郵便と速達分の切手を貼った返信用封筒をご用意の上、申請書と郵送してください。

[任意継続被保険者加入について]

Q. 退職時に扶養に入っていた者もそのまま扶養に入れたい場合は、添付書類は必要か。

A. 添付書類は不要ですが、引き続き扶養認定を希望の場合は、申出書の被扶養者欄に必ず氏名等のご記入をお願いします。

[共通]

Q. 健康保険組合へ直接、持参して提出しても良いか。

A. できません。窓口対応は行っておりませんので、必ず郵送にて提出してください。

[任継の場合]

退職後20日以内に必着となるよう郵送で提出してください。

なお、20日目が土日祝の場合は翌営業日までが期限となりますが、当健保組合への届出が申出の期限を経過した場合は、加入できませんのでご注意ください。